

官報

号外 昭和三十一年三月十六日

○第二十四回 参議院會議録第二十二号

昭和三十一年三月十六日(金曜日)午前
十時四十五分開議

議事日程 第二十二号

昭和三十一年三月十六日

午前十時開議

第一 教科書法案(趣旨説明)

第二 日本學術會議法の一部を改

正する法律案(内閣提出、衆議

院送付) (委員長報告)

第三 住宅金融公庫法の一部を改

正する法律案(内閣提出、衆議

院送付) (委員長報告)

第四 開拓融資保証法の一部を改

正する法律案(内閣提出、衆議

院送付) (委員長報告)

第五 開拓者資金融通法の一部を

改正する法律案(内閣提出、衆

議院送付) (委員長報告)

第六 漁船再保険特別会計におけ

る給与保険の再保険事業につい

て生じた損失をうめるための一

般会計からの繰入金に関する法

律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 食糧管理特別会計の昭和三十

十年度における損失をうめるた

めの措置に関する法律案(内閣

提出、衆議院送付) (委員長報告)

第八 国有財産法の一部を改正す

る法律案(内閣提出)

(委員長報告)

第九 外務公務員法の一部を改正

する法律案(内閣提出、衆議院

送付) (委員長報告)

○議長(河井瀧八君) 諸般の報告は、

朗読を省略いたします。

一昨十四日議長において、左の常任委

員の辞任を許可した。

地方行政委員

同 榊原 亨君

同 中山 福蔵君

同 秋山俊一郎君

同 岸 良一君

同 齋藤 昇君

同 川村 松助君

同 平林 太一君

同 笹森 順造君

同 井上 清一君

同 一松 政二君

同 長谷山行毅君

同 大矢半次郎君

同 大野木秀次郎君

同 小澤久太郎君

同 鶴見 祐輔君

同 岡田 信次君

同 建設委員

同日議長において、常任委員の補欠を

左の通り指名した。

法務委員

同 井上 清一君

同 中山 福蔵君

同 鶴見 祐輔君

同 大矢半次郎君

同 大野木秀次郎君

同 神原 亨君

同 秋山俊一郎君

同 長谷山行毅君

同 一松 政二君

同 川村 松助君

同 平林 太一君

同 岡田 信次君

同 齋藤 昇君

同 小澤久太郎君

同日内閣から左の議案を提出した。

同 旅行あつち旅業法の一部を改正する法

律案

同 都市公園法案

同 建設委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案

を送付された。よって議長は即日これ

を委員会に付託した。

同 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正

する法律案

同 工業用水法案

同 中小企業振興資金助成法案

同 下請代金支払遅延等防止法案

同 地代家賃統制令の一部を改正する法

律案

同日内閣から予備審査のため左の議案

を送付された。

同 難島振興法の一部を改正する法律

案

同日可決した左の内閣提出案は、即日

これを衆議院に送付した。

同 船舶職員法等の一部を改正する法律

案

同日可決した左の内閣提出案は、即日

これを衆議院に送付した。

同 道路運送車両法の一部を改正する法

律案

同日可決した左の内閣提出案は、即日

これを衆議院に送付した。

同 地方公務員法等の一部を改正する法

律案

同日修正議決した左の内閣提出案は、

即日これを衆議院に送付した。

同 家畜取引法案

同日議員から左の質問主意書を提出し

た。

同 小笠原群島等の日本復帰等に関する

質問主意書(須藤五郎君提出)

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提

出案を可決した旨衆議院に通知した。

同 所得税法の一部を改正する法律案

同 租税特別措置法等の一部を改正する

法律案

同 砂糖消費税法の一部を改正する法

律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正す

る法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決

した旨衆議院に通知した。

同 所得税法の一部を改正する法律案

同 司法書士法の一部を改正する法律

案

土地家屋調査士法の一部を改正する

法律案

同日本院は、左の議案を可決した旨衆

議院に通知した。

同 公職選挙法の一部を改正する法律案

(第二十三回国会本院提出、第二十

四回国会衆議院送付)

同日左の法律の公布を奏上し、その旨

衆議院に通知した。

同 所得税法の一部を改正する法律

案

同 租税特別措置法等の一部を改正する

法律案

同 砂糖消費税法の一部を改正する法

律案

同日本院は、左の議案を可決した旨衆

議院に通知した。

同 所得税法の一部を改正する法律

案

同 租税特別措置法等の一部を改正する

法律案

同日本院は、左の議案を可決した旨衆

議院に通知した。

農林漁業金融公庫法の一部を改正す

る法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決

した旨衆議院に通知した。

同 所得税法の一部を改正する法律案

同 司法書士法の一部を改正する法律

案

土地家屋調査士法の一部を改正する

法律案

同日本院は、左の議案を可決した旨衆

議院に通知した。

同 公職選挙法の一部を改正する法律

案

同日本院は、左の議案を可決した旨衆

議院に通知した。

同 所得税法の一部を改正する法律

案

同日本院は、左の議案を可決した旨衆

議院に通知した。

同 所得税法の一部を改正する法律

案

同日本院は、左の議案を可決した旨衆

議院に通知した。

同 所得税法の一部を改正する法律

案

同日本院は、左の議案を可決した旨衆

議院に通知した。

同 所得税法の一部を改正する法律

案

同日本院は、左の議案を可決した旨衆

農林漁業金融公庫法の一部を改正す

る法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決

した旨衆議院に通知した。

同 所得税法の一部を改正する法律案

同 司法書士法の一部を改正する法律

案

土地家屋調査士法の一部を改正する

法律案

同日本院は、左の議案を可決した旨衆

議院に通知した。

同 公職選挙法の一部を改正する法律

案

同日本院は、左の議案を可決した旨衆

議院に通知した。

同 所得税法の一部を改正する法律

案

同日本院は、左の議案を可決した旨衆

議院に通知した。

同 所得税法の一部を改正する法律

案

同日本院は、左の議案を可決した旨衆

議院に通知した。

同 所得税法の一部を改正する法律

案

同日本院は、左の議案を可決した旨衆

議院に通知した。

同 所得税法の一部を改正する法律

案

同日本院は、左の議案を可決した旨衆

昭和三十一年三月十六日 参議院會議録第二十二号 議長の報告

昭和三十一年三月十六日 参議院會議第二十号 會議 沖繩行政に関する緊急質問

道子君の辞任による補欠として湯山勇君を推薦する旨内閣に通知した。昨日十五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員	吉田 法晴君
地方行政委員	伊能 芳雄君
同	堀 末治君
同	小幡 治和君
同	小笠原三三男君
同	泉山 三六君
同	木村 守江君
同	藤原 道子君
同	酒井 利雄君
同	永井純一郎君
同	水岡 光治君
同	片柳 眞吉君
同	石村 幸作君
同	岡田 信次君
同	斎藤 昇君
同	佐藤清一郎君
同	藤原 道子君
同	酒井 利雄君
同	木村 守江君
同	泉山 三六君
同	永井純一郎君
同	小幡 治和君
同	堀 末治君
同	吉田 法晴君
同	伊能 芳雄君
同	小笠原三三男君
同	佐多 忠隆君
同	加藤 正人君
同	斎藤 昇君
同	佐藤清一郎君
同	石村 幸作君
同	岡田 信次君
同	藤原 道子君
同	酒井 利雄君
同	木村 守江君
同	泉山 三六君
同	永井純一郎君
同	小幡 治和君
同	堀 末治君
同	吉田 法晴君
同	伊能 芳雄君
同	小笠原三三男君
同	佐多 忠隆君
同	加藤 正人君
同	斎藤 昇君
同	佐藤清一郎君
同	石村 幸作君
同	岡田 信次君

同日各委員会において当選した理事は左の通りである。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。

外務委員会 理事 鶴見 祐輔君(鶴見祐輔君の補欠)

外資に関する法律の一部を改正する法律案(春日一幸君外十二名提出)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を地方行政委員会に付託した。

理 事 阿具根 登君(小松正雄君の補欠)

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。

建設委員会 理事 小澤久太郎君(小澤久太郎君の補欠)

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。

いうために生じたこの特殊の事情にかんがみて、すみやかに措置をせられんことを望むのであります。その他戦傷病者恩給等の受給条件につきましても、その実情と特殊性に沿うべく努力すべきであると存じます。さらに沖繩在籍戦傷病者の復員事務が戦没者に比べておかれておるために、恩給やさらに更生医療の手續も支障を生じている現状につきましても、さらに一段の工夫と努力を要すると考へるのであります。戦傷病者の更生医療に關する東京都への委託費等の増額につきましても、考慮を要する点が多々あるものであります。予算上はきわめて軽微なものも多く、たとえは元沖繩県有給吏員の恩給措置のごときを例にとりましても、わずかに四百万円であるのであります。それだからといって、これを放置すべきではなく、進んで現在の沖繩同胞の窮迫した生活には、これらの少額のごときよりも、まさに暗夜のともしびに比すべき生活のかてともなるものであります。この点につきましても、特に各所管大臣のあたためた御所見を承りたいのであります。

米軍が沖繩を占領し、完全な軍政を敷きましてから、講和条約発効に至る間の占領軍の用に供しましたところの土地等の個人財産の損害補償が、いまだに本土並みに払われておりません。米軍としては、もちろん講和条約発効後のものにつきましても、責任を持つておるのであります。発効前のものであります。平和条約によつて当然これは日本政府の責任であるといふ見解をとつておるのであります。従

いまして、この間の犠牲の補償は由に迷つた形となつておるのであります。が、これらにつきましても、政府はすみやかに責任をもつて措置すべきものと思われまゝですが、所管大臣の御所見を承りたいと思ふのであります。以上のごとき事柄は、いわゆる戦争跡始末に属する処置であります。米國の軍政下にある沖繩住民の現状は、さきに申し上げましたように相当苦しいものと認めるのであります。現に沖繩における軍用地は四万エーカーでありまして、陸地総面積の一・七七％、農地総面積の一七％に相当してあります。その結果五万戸が土地を失つておるのであります。人口密度一平方マイル当り千四百二十二人という狭い沖繩におきまして、代替地を求めるとはきわめて困難であります。また、総戸数の四分の三が農家であるという農業依存の沖繩で農作地を失ふことは、同胞諸君にとつてその苦痛は相当深刻なものがあるものであります。また、これら取用された軍用地に対する補償も、必ずしも適正とは言ふことができないのであります。関係者の窮乏はますます深刻を示しておるのであります。これらの住民の苦悩は、沖繩がわが國に復帰することによつて、一切は解決されるものであります。住民のひとしく日本復帰を熱望している点もこの点に歸一するものであります。対日平和条約第三条には、沖繩を米國の信託統治とすることを國連に提案できる権利を米國に対して認めておるのであります。米國はこれを保留して、今なお暫定的に占領行政を行なつておる現状であります。そこで問題となりまゝするのは、平和会議当時アメリカ

のインド政府に対する回答書や、アメリカ全権や英國全権の表明されたところの日本の有する残存主権と申しまゝするか、潜在主権と申しまゝするか、レジデニアルという言葉で表明されておるところの主権の解釈であります。これを單なる最終的領土処分権と考へまして、米國が信託統治を提案しない限りにおいては、沖繩を米國が領有するか、あるいは第三國の領有となるか、あるいは沖繩は獨立するか、あるいは日本領に戻るかというよりな場合にのみ、最後の発言権を有するといふ解釈をする学説があるのであります。しかしながら、この言葉は、かような最終的領土処分権と考へるよりも、これは現段階においては、第一義的には日本は領土主権を保有し、米國は行政、立法及び司法の対人的主権を行使するといふ暫定的政治的分離でありまして、これに基く潜在主権の保有と考へるのを妥當と思はれるのであります。この点政府の御所見を外務大臣にお尋ねする次第であります。

もし、しかりとするならば、平和会議における日本全権の述べましたように、一日も早く行政権の復帰を期待することとは當然でありまして、政府は絶えず努力をもつて力強く十分なる熱意を傾けて、外交交渉によりこれが返還を強力に折衝すべきであると思ふのであります。沖繩同胞の熱烈なる希望にもかかわらず、現地においては昭和二十九年以來、日本復帰運動は抑圧されております。琉球政府という名の政府はありましても、完全な自治権を与えておらず、その首長たる行政首長はいまだに民政副長官の任命であります。この際日本復帰を促進することのできる

ものは、日本政府の外交交渉によるほか道がない現状であります。この点につきましても外務大臣の御所見、御決意を承りたいと存するのであります。

以上、私の質問に対する政府の所見は、私どものためにその夫を失ひ、その子供をささげた沖繩同胞の現実の苦悩に対する忍耐と努力に、新しい希望と強い励みを与えるものであります。から、特にその点十分御考慮の上、各大臣のお答えを要望いたしました。私の質問を終る次第であります。(拍手)

「國務大臣重光葵君登壇」
沖繩の事態が、サンフランシスコ条約によつて定まつておることは申すまでもございませぬ。そこでその解釈につきましても、沖繩に対する潜在主権を日本が持つておるといふことも、アメリカは認めております。潜在主権といふことは、今沖繩を占領しておる占領目的が終了するとともに、主権は日本に返すという意味であるといふこととございませぬ。そのうち必要の必要な事柄が変化して、必要のないやうになつて、なるべく早く返してまいらうといふことが、日本の主張であることは申すまでもございませぬ。その間におきましては、沖繩の住民は、さやうなわけでありまゝです。やはり日本人として国籍を持つておるものといはしまして、十分に、これを日本政府としては、その利害を考慮して措置しなければなりません。従いまして、米國に対しては沖繩住民のいろいろな要請は十分取り次いで、そして考慮を促し、実現を期

しておるわけにございませぬ。沖繩住民の今申されたような日本復帰の気持は、実に貴重なものと考えますので、この点は日本政府としても、あくまでその要請に應じ、保護に遺憾なきを期したいと、こう考へておるのであります。(今遺憾だといふことで質問している)「答弁になつていない」と呼ぶ者あり、(拍手)

「國務大臣小林英三君登壇」
御質疑にお答えをいたします。沖繩に在任いたしておられる遺族に対する遺族手金、それから弔慰金等の裁定につきましては、御承知のように長い間米軍の管理下にございまして、多少おかれて裁定も開始されたのであります。受付件数が一万九千六百六件でございまして、このうち裁定をいたしましたものが一万八千八百九十四件であります。その結果といたしまして、遺族年金の支給をいたしましたものが一万七千八百四十五件に相なつておるのでございませぬ。なお請求書類未提出の方々につきましては、現地の関係当局と十分緊密な連絡をはかりまして、せつかくその処理促進に努力中とございませぬ。

それからお尋ねの沖繩の学徒につきまして、これは各人ごとに個々の事情を十分に調査いたしまして、軍人と同様軍隊と行動を共にされまして戦闘に参加して、そして戦没された方々につきましましては、沖繩といたしましての特殊のケースを考へまして、軍人として

それからお尋ねの沖繩の学徒につきまして、これは各人ごとに個々の事情を十分に調査いたしまして、軍人と同様軍隊と行動を共にされまして戦闘に参加して、そして戦没された方々につきましましては、沖繩といたしましての特殊のケースを考へまして、軍人として

それからお尋ねの沖繩の学徒につきまして、これは各人ごとに個々の事情を十分に調査いたしまして、軍人と同様軍隊と行動を共にされまして戦闘に参加して、そして戦没された方々につきましましては、沖繩といたしましての特殊のケースを考へまして、軍人として

それからお尋ねの沖繩の学徒につきまして、これは各人ごとに個々の事情を十分に調査いたしまして、軍人と同様軍隊と行動を共にされまして戦闘に参加して、そして戦没された方々につきましましては、沖繩といたしましての特殊のケースを考へまして、軍人として

取り扱いたいと存じまして、目下慎重調査中でございます。

沖繩に居住の旧軍人軍属に対しましてのお尋ねの更生医療の問題でございますが、これも先ほどから申し上げました通り、非常に手をつけていなかったものであります。二十八年度におきましては四件、二十九年度も四件、三十年年度は十七件、その金額は百四十万円となっております。従来ただ法律に基きます援護の実施機関というものが、一体だれがするのだというところが現地の人も明らかになつておりました関係もございまして、昨年の十二月に東京都知事を実施機関とするという政令で改めまして、積極的にその措置に向つて邁進をいたしたいと存じておる次第であります。

〔拍手〕
「政府委員根本龍太郎君登壇、拍手」

○政府委員(根本龍太郎君) 恩給関係についての御質問がございましたので、その点についてお答えを申し上げます。

まず沖繩における戦傷病者、これは戦死者を含むところの方々に對する恩給の点についてどうなつておるかという御質問でございます。これにつきましては、内地にその受給者がおられる場合は、内地に住んでおられる戦傷病者と全く同様な措置をとつておる次第であります。なおまた沖繩に受給者がおられなくても、同様な措置をとつておるのでございまして、この恩給の点については、内地と同様の措置をとつておる次第でございます。次に元沖繩の有給吏員の恩給の問題について御質問がございましたが、こ

れにつきましては、昭和二十三年九月三十日、すなわち沖繩県が廃止になった以前に恩給権者となつた者につきましては、その支払額のうち、二十三年九月三十日までの分については、政府が現在管理しております元沖繩県財産から、本年四月以降において支払うことになつておる次第でございます。なお、右恩給権者の二十三年十月一日以降の分及び二十三年十月一日以降に恩給権者となつた者につきましては、これは目下関係当局が十分に検討して、近くその回答を出したい、こう思つておる次第でございます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 日程第一、教科書法案(趣旨説明)

本案について国会法第五十六条の規定により提出者にその趣旨説明を求めます。清瀬文部大臣。

〔國務大臣清瀬一郎君登壇〕
○國務大臣(清瀬一郎君) 今回、政府から提出いたしました教科書法案について、提案の趣旨を御説明申し上げます。

教科書は、小学校、中学校、高等学校等において、教科の主たる教材として教授の用に供せられるものでありますので、その学校教育において占める地位はきわめて重要であります。次代の国民の育成の上に多大の影響を有するものでありますことは、多言を要しないところで存じます。従いまして、その内容が適正であることを要するのとはより、その採択、発行、供給が公正かつ的確に行われ、しかも価格ができる限り低廉であることが要請せられるのであります。

わが国現行の教科書制度は、御承知の通り終戦後の教育改革の一環として実施されたもので、従前の国定制度を檢定制度に切りかえたものであります。しかるに、この制度の足元がきわめて早急の間に行われた事情もありまして、立法措置が不十分であり、制度的にも不備を免れなかつたのであります。すなわち現行の教科書の発行に關する臨時措置法という法律は、戦後の用紙、その他経済事情の不安定なる時期に発行を迅速、確実ならしめるために制定されたものであり、その名称の示す通り臨時立法の形式をとつておるのであります。また檢定、採択等についても、政令、省令等で各個別に規定するにすぎないのであります。

しかして、この制度の実施の状況を見ますに、用紙その他の事情が安定するに伴つて、発行者の数及び檢定申請の数は逐年増加して、教科書の種類が多くなつて参りました。このことは一面教科書の改善に資するところも多かつたのであります。他面、法的な不備と相俟つて、教科書の檢定、採択、発行等の各面におきまして、各種の問題点と、これに對する批判を生むに至つたのでございます。すなわち檢定の面においては、檢定機構の不整備と檢定の粗瀆と不適正が指摘せられ、採択の面においては、発行者間の激甚なる競争の結果、種々不公平な事態を誘発していることが批判されたこととあります。また教科書についての家庭の負担をできる限り軽減すべきであるとの要望も一方に高まつて参つたのであります。

以上申し述べましたような状況にかんがみ、政府は、かねてより現行教科書制度について、早急に改善の措置を講ずべく検討いたして参つたのであります。が、教科書が学校教育上きわめて重要な地位にあるに堪がみまして、この問題の取扱いは特に慎重を期し、各方面の意見も聞きまして、この法案を作成いたしましたのでござい

ます。次に、この法案の要点とするところを申し上げます。

第一は、文部大臣による檢定の制度を維持して参るとともに、檢定の公正かつ厳密を期するために、その機構及び方法を整備改善いたしましたのでござい

ます。檢定の機構につきましては、教科書檢定審議會を拡充強化するとともに、別途教科書調査職員を文部省に置くこととして、調査機能の向上を期しているのであります。すなわち従来文部省令にゆだねられておりました檢定

の手法及び方法を整備して、これをこの法案に明確に規定しましたほか、檢定に有効期間の制度を設けることいたしました。

第二に教科書の採択に關する規定を整備して、適正な採択方式を確立したことであります。従来、採択に關する法律の規定が不備でありましたために、實際上採択の方式は区々にわたり、責任の所在も不明確になるからい

がございましたが、この法案によりまして、学校の種別及び設置者の別に從つてそれぞれ適正な採択方式を明確に規定することにいたしました。ことに市町村立の小、中学校につきましては、特別の採択方式を設けたのであります。すなわち郡、市またはこれらの区域を含めた地域を基準といたしまして採択地区を設け、その地区ごとに置か

れます教科書選定協議会の選定によつて、その地区の実情に即して、学年ごとに同一種類の教科書が適正に採択せられるようにいたしましたのであります。また従来の臨時的な展示会制度を改めて、常設の教科書研究施設を置き、教科書の比較検討の機会を十分に与えることにしてござい

ます。なお採択に關する不正行為につきましては、発行者または供給業者の採択関係者等に対する利益の供与、採択関係者等の組織的な利用等、採択の公正を誤らせるおそれのある行為を禁止して、その違反行為に對しては、一般刑法の制裁のあるものももちろんであります。が、本法案におきましては別に登録の取り消し等を行つ得ることを規定して、従来とかくの批判のあつたこの種の行為の排除を期してござい

ます。第三に、発行及び供給の確実、円滑を期するために、所要の規定を整備したのでござい

上必要欠くべからざるものであるから、その価格の適正化をはかり、家庭の負担を軽減すべきことはもちろんのことであり、このたびの立法に当りましても、この観点から発行者の過度の宣伝行為の規制等によって、価格の低下に資するよう配慮いたしております。この法案におきましても、定価は従前通り文部大臣の認可制としたしましたが、その認可の基準は前述の教科書発行審議会に諮問して慎重に検討いたす所存であります。

最後に、教師用指導書について必要な規制を加えることにはいたしたわけであり、教師用指導書は教師の学習指導の手引きとして、特定の教科書の記述に対応して著作発行されるもので、事実上教科書と相並んで教育上重要な機能をもつておるのでありますから、その発行の場合には、文部大臣に提出を要するものとして、教育上不適當な箇所がある場合には、文部大臣が訂正勧告をすることができるといたしましたのであります。

以上のほか、この法律の円滑なる運営を確保するため、必要な事項について罰則を整備いたしましたほか、従前の規定によって検定を与えられた図書の有効期間の特例を定める等、所要の経過措置を規定いたしましたのであります。

以上、この法案の趣旨について申し上げました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同賜わらんことをお願い申し上げます。

○議長(河井彌八君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。矢嶋三義君。

○矢嶋三義君 私日本社会党を代表いたしました上程せられた教科書法案に對して、鳩山首相以下閣僚大臣に所信をたださんとするものであります。

教科書の教育上に占める地位はきわめて重要であり、児童生徒に与える影響は至大であるとともに、その制度を一步誤れば、国民教育のあり方に重大な歪曲をもたらす、ひいては国の運命を危うくするものであると申しても過言ではありません。従って教科書制度に關し適正なる法的整備をはかることは必要であり、それは過去の歴史に於て、あくまで教育の国家統制と画一主義を排し、民主主義教育を助長する内容のものであるべきことは絶対必要なことと確信いたすものであります。最近のわが国教育界の事情は、中央、地方を通じて実質的に教育予算が減額され、多くの大学の施設設備は、先進国の水準にほど遠く、高等学校以下義務教育諸学校では、施設設備はおろか、最低限の教員数さえ確保されず、また長欠不就業生徒児童は数十万人を数えるみじめな状況であります。鳩山総理は、国家の教育に對する責任、義務をいかに考えられておるか。憲法第二十六条の義務教育無償、教育機会均等実現のための具体的政策の構想はどうか、御所見と信念を第一に承りたいのであります。

次に、本法案は、先進国の多くに見られるごとく、義務教育の教科書無償を実現する方向において検討されたものかどうか。さらに明年度就学困難な小学児童の一部に對して教科書を給与する方針を中学校まで拡大し、少くとも教科書を購入できない義務教育生徒

児童が、わが国に一人もいなくなる程度の措置はきわめて簡単であるが、鳩山総理にその熱意があるかどうかお伺いいたします。

最近の鳩山施政は、教育の政治的中立性を無視し、政治権力による教育支配、中央集権の野望を露骨化して参りました。このことは、先日政府から提出されました地方教育行政の組織及び運営に關する法律案の内容と、中央教育審議会にさし送るごとく、党利党略的強引な提出経過を見れば、きわめて明々白々であります。また放言論の国家統制をなさんとしているの

選定協議会の構成等に對する助言指導権等、法の運用次第では、きわめて容易に準国定教科書行政をなし得るよう立案されているのであります。將來教科書国定の底意を持つておられるのではないかと考えられますが、教科書国定に關する鳩山総理並びに清瀬文部大臣の御所見をしかと承わつておきたいのであります。

そもそも教科書は自然的、社会的、教育的諸条件に合致したものでなければならぬことは申すまでもありません。従つて地域に即応した民主教育を助長する立場から教科書の検定権を文部大臣のみが握ることは不当で、体制が整備されるに依りて、逐次各都道府県教育委員会にも検定権を持たすべきであると考へます。さらに突っ込んで申すならば、教科書の検定基準や学習指導要領によつて、どうにでも政府の統制力が及ぶことを考へるとき、むしろ都道府県教育委員会に検定権の主体をおくべきであります。さらに検定制

度下における教科書の採択は、制度そのものの本質からいって、生徒児童に適應した教育指導計画を持ち、子供の教育に直接責任を持つている現場教師の自主的選択を尊重し、当該学校に採択権を確立すべきで、本法案のように採択の統一化は原則的に排除すべきであり、特に採択地区を市もしくは郡以上とし、しかも一種目について一種類と限定し、さらに教科書以外の教材使用を強く制約するに至つては、地域に最も適應した生きた授業を展開することができなくなり、また教師の新しい教育をより立てようとする自主的意欲は減殺されると考へる次第であります。教科書国定の底意を持ち、教科書

問題の一部に目を奪われ、民主教育助長の本質的な点を閉却し、教育の中央統制を可能ならしめる本法案は、右検定、採択の諸点につき再検討されるべきであると思ひますが、清瀬文部大臣の御所見を承わります。

さらに清瀬文相にお伺いしたい点は、政府御用検定とならないよう、検定関係者の任命にいかなる方針を持つて臨まれるか。また現行調査員制度は、いかにされる考へか。さらに日教組の研究集會に協力する学者グループを、文部省は各種審議会委員の委嘱に際し、最近忌避している傾向はないかと申すことでもあります。この際あわせて日教組研究集會に對する文部大臣としての御見解も承わつておきます。一國の文相としての適正なる信念に於いて、与党の党利党略的文教政策にこれ追従することをもつて、国民から教育行政をゆゑをもつて、国民から教育行政を委託されている全国の教育委員諸君から不信任決議文を突きつけられた清瀬文相の御感想は、いかになるものでございましょうか。私は今の日本の保守党政権下において本法案が原案のまま成立するならば、真理を貫く正しい教科書を生徒児童に確保するために、政党内閣の御見解の相違を公正に判定する機関が必要になるかと考へますが、文部大臣の御見解をただし。

次に、二、三質問事項を並べてお伺いいたします。現場教師並びに教科書関係者が数多くの教科書を研究することのできる常設研究施設はせ望まれるところであり、最小限一郡市二カ所は必要とされるのに、その所要予算が計上されていないのは、いかに見解

に基くものか。教科書の発行者を制限すべきでなく、教科書出版の機会均等、著作、発行の自由を保障するべきであると思ひますが、御所見はいかがですか。

さらに多年にわたつて問題になつておりまする需要の絶対数が僅少で採算困難と認められる高等学校において使用する職業に關する教科書の教科書、盲学校、ろう学校もしくは養護学校または小学校、中学校もしくは高等学校の特殊学級において使用する教科書及び中学校または高等学校が行う通信教育において使用する教科書に關しては、

格段の考慮を払ふべきである旨、昨年十二月五日中央教育審議会から答申がされておるのでありますが、その具体策をお答え願ひたいのであります。

最後の質問として、大蔵大臣並びに文部大臣に承ります。よい教科書を安く生徒児童に供給するために、教科書制度全般を通じて不公正なことを取ら取り締ることが要請されることはもちろんであります。一面、教科書発行に對する低利の国家融資や、用紙資材の特配、運賃、輸送料の軽減措置等が、その教科書を持つ公共性から考慮されてしかるべきと考えますが、この点について大蔵大臣並びに文部大臣の御見解を承ります。

質問を終るに當り、私は、わが国の民主教育を破壊するおそれのある現内閣の文教政策に、政府みずから再検討を加え、生氣あふるる民主的文教政策に大きく転換する御努力を、鳩山内閣、特に清瀬文部大臣に強く要請するものであります。鳩山総理以下閣僚大臣の誠意ある、しかも的確詳細なる答弁を要求し、答弁次第によつては再質

問の権利を保留して、一応降壇をいたします。(拍手)

○國務大臣(鳩山一郎君) 矢嶋君の質問にお答えをいたします。

第一に、国家の教育に對する責任と義務に對して御質問がございました。国家の教育に對する責任と義務とは、きつめて重大だともちろん考へております。このために、国と地方公共団体が有機的な連携を保つて教育の振興をはからなくてはならない、そういう制度を樹立したいと政府は考へております。

第二に、憲法二十六条に關連した御質問がございました。具体的政策の構想はどうかという御質問でございます。義務教育無償の制度として、国立及び公立の義務教育については、授業料を取らないという制度が確立されております。また、義務教育無償及び教育の普及と機会均等の精神を尊重して、義務教育費の国庫負担制度などの方策がとられております。義務教育用の教科書をすべて無償にするというこ

とは、国家財政の現状から見まして困難であります。明年度から、小学校の準要保護児童に對する教科書の無償給付をいたしたいと考へまして、目下その法案並びに予算を審議しておる次第でございます。この措置は、国家財政の許す限り、今後も継続させたいと考へております。

第三は、現行憲法の精神を輕視しゅうりんとするやうな感があるというやうな御質問でございますが、そういう考へは毛頭持つておりません。また、現行の教育を再準備政策に利用しよつとされているのではないかと、御質問で

ございましたが、そういうことはもちろんございません。最後に、近き将来に教科書の国定の底意がありはしないかという御質問であつたと思ひますが、そういう考へは持つておりません。(拍手)

○國務大臣(清瀬一郎君) 矢嶋さん、私に對しても、教科書国定の意図があるかというお問いを寄せられましたが、ただいま総理より御答へのごとく、近き将来において国定教科書の制度をとる考へはございません。

それから第二には、教科書の検定は、文部大臣がするよりも、都道府県委員会にされた方がいいではないか、こういう御意見でございますが、しかし教科書の重要性にかんがみまして、教科書の検定権は、国家的に教育水準を維持するために、各都道府県にゆだねるよりも、現在通り、国において行方方がよいと考へておるのでございます。

次に、教科書の採扱は学校教師が個々にやるべきものだ、こういう御意見のもとに質問されたんでございます。見ると質問されたんでございます。採扱は、教師の任意にゆだねるよりも、教師の意向を十分に反映させるようにして、適当な機関で決定される方が適當であると思つてございまして、採扱区域を設けて同一種類の教科書を使用することにしたのは、地域に即する教育の実施、教師の教科書の共同研究等から好ましいと考へたのでございまして、直ちにこれがために画一教育にならうとも考へておらぬのでございまして。

その次に、お問いでありましたか、あるいは御演説の勢いでありましたか、全教委から、私は不信任決議を手交したということについての御所見でございます。なるほどそういうガリ版刷りのものが渡つておられますけれども、書いてありますことは、私の考へと大へん違つております。私は全教委の方々の協議会は、国家の制度とも思ひませんし、これに案を付議するよりも、やはり中教審に付議して、その答を得て、最終的には、(付議してない)と呼ぶ者あり)あります。(してない)と呼ぶ者あり)これが最後には、あなた方の御判断を得るのであつて、全教委の協議会というものは、あなた方の御判断を得るものについて、一々協議する必要がなからうかと、こう考へておるのであります。

それから、今、矢嶋さんは教科書についてのお問いでありましたから、(そうじゃない)と呼ぶ者あり)矢嶋さんのお問いは、検定委員会と著者との見解が違ふじふに、これにさらに判断する機関が必要じゃないか、こういうふうに関き取つたのでございまして、さういふ機関は設けておりません。しかしながら検定の過程において、著者に、あるいは質問をし、あるいは著者から意見を求める機会を与えておるのでございまして。

それからしてその次の問いは、教科書研究施設は今度初めて置いておるのであります。最小限度一郡一市に置くだけというところでございまして、今回の教科書研究施設は、常設のものでございまして、そうたくさん置く必要もなからうかと、本年度予算は三千万円計上いたしました。全国に大

体六百カ所くらい置くつもりでございます。それからして検定審議会の委員だとか、教科書調査官の任命方針はどうであるか。いわゆる学者グループを除外する考へではないかといつたよりなことでございまして、検定審議会の委員、教科書調査官の任命については、特に慎重を期して、中正練達な人を選ぶ方針でございます。現行の調査員制度は、教科書調査の補助者として必要がありまので、ある程度は存続させる方針であります。教員諸氏の研究成果を発表し、その素質の向上をはかること、これはもちろんけつこうなことでございまして、その内容が中正なるものであることを期待いたしております。文部省の各種委員会の委員の囑託に際しては、日教組の研究集会に協力する学者グループであるからといって、別段差別取扱いをする考へは少しもございません。

それから研究集会をどう思ふかというところであります。今言つた適當なる研究集会は、むしろ差しつかえ、ございません。それからして職業教育等の教科書についてでございますが、これは今回の法律の第五十四条に規定してあります。これは中教審から産業教育用の教科書の編纂、発行を促進して、その価格の低廉をはかること、特殊教育用教科書、特に点字教科書の編纂発行を促進して、これが入手を容易ならしむるよう措置すべし、こういう答申が出ておるのでございまして、そこ

で本法案では、第五十四条で産業教育用または特殊教育用並びに通信教育用の教科書については、政令でこの法律

の特例を定めることとしたのでございませぬ。この政令で有効期間、採択方法、発行、供給等については、必要な特例を設けたいと思つております。また点字教科書については、昭和三十一年度予算で点字印刷機械を購入するとともに、教科書の購入費を補助することにしております。

次に、この用紙の配給とか郵税の軽減等でございますが、このうち教科書の無料配付、教科書発行に対する低利資金の融通等については、大蔵当局よりお答えがあると思つて、用紙の配給のことは、これは性質が違いますから、今回の法律に触れておりません。郵税また輸送料の軽減については、別に他の当局と相談をしてみたいと思つております。

最後に、民主教育に努力せよという御激励でありましたが、矢嶋さんの御趣意に従つて、専心わが国の教育の進化発達については留意をしたいと思つております。(拍手)

〔國務大臣一萬田尚登君登壇、拍手〕

○國務大臣(一萬田尚登君) 名実ともにいい教科書を安く作る、そして生徒児童が安く入手できるということは、これはだれも異論がありません。政府もさう努力をいたしておるわけでありませぬ、いかにこれを具現するか、具体化するかと云うことに問題があると思つておりますが、文部大臣初め関係者と十分相談をして、大蔵大臣としてもできるだけ協力いたすつもりであります。(拍手)

○議長(河井彌八君) 矢嶋三義君。

〔矢嶋三義君登壇、拍手〕
○矢嶋三義君 ただいま總理以下の答弁を承りますと、非常に納得できな

い点がありますので、重ねて伺います。

この法律案について最も重要な点は、政府が国の教育に対する義務、責任をいかに把握しているかという、この第一点と、それから鳩山内閣の施政一般を通じて見られますように、何と云つても中央集権的な、言論思想の自由をある程度抑制するような方向に進みつつあるというところは、これは否定できない。おそろく憲法改正を企図しては、そつういふ点も含んでおられるのではないかと思つて、今の憲法を改訂するに先立つて、既成事実を逐次作りつつあるということは、まきれもない事実なんです。従つて私は、總理にこの教育の國家の持つところの義務、責任について承つたところが、總理の答弁では、中央地方を有機的連帯をもつて教育を推進するために、かくのごとき教育立法をなすつたのだ、こつういふことですが、これはとんでもないことだと思つて、かつての日本の教育を語つたのは、中央地方との有機的結合といふ名のもとに、中央集権的の教育、時の政党による、あるいは時の官僚による、あるいは軍閥によつて、日本の教育が支配されたところに、今日の日本のこの悲しみがあつたわけなんです。その反省のもとから、國民の國民による、國民のための教育を打ち立てるといふ立場からみて、戦後のいわゆる民主教育といふものは充足している。先般提案されましたところの地方教育行政の組織及び運営に関する法律案並びに本法律案の底を流れているものは、これを破壊するものであります。従つて私は、その点に対する總理

の御見解と、さらに法律を作つて、あつたらいかぬ、こつうしてはいかぬ、この教科書はいかぬ、このパンフレットはいかぬ、かよふな取締りをするだけが能ではない、かよふな取締りをするに對する義務、責任といふものは、教育の施設設備、教材教具、これも十分に整備いたしませう。また憲法二十六條に保障してあるところの義務教育無償、教育の機会均等の精神を生かすために、今の日本の國民経済力からして、能力がありながら十分の教育を受けられないところのお気の毒な子供に對して十分なる教育がなされるような、かよふな予算を組むことにおいて、私は國の責任、義務の一端が果されると思つて、私は時間がないから、數字をもつて具体的にこれを申しませぬが、本年度の予算を検討すれば、その点は明確である。こつういふ点について政府はお考えになつておられないのかどうか、重ねて伺います。

それからもう一点總理に承つたい点は、總理は義務教育無償といふのは、わが國の経済力からどうも必ずかしい。だから来年度、こく一部の子供に一億三千万円程度の予算を組んで教科書供与の補助をしよ、かよふにしようといつていますが、この言葉を裏返すと、今度憲法改正をやる場合には、第二十六條の義務教育無償といふこの活字を要するお考えが總理にあるやに私は推察するのでございませぬが、明確にお答えを願います。

次に文部大臣に伺いたい点は、清瀬さん、あなたの最近の文教政策全般について、若干私は批判し、所見を述べ、あなたの見解を承つたのです。何も教科書、この法案だけに局限して

承つて居るわけではありませぬ。あなたは地方教育行政の組織及び運営に関する法律案、これをきつかけとして、これのみじゃありません。さらに全般のいわゆる清瀬文政に對して、全國の教育委員会の委員諸君があなたに、清瀬文政は納得できない、公選された教育委員諸君が國民にかつて、あなたに不信任文を突きつけたのです。ガリ版刷りをもちつたとは何ですか、文部大臣、あなたは何らそこに反省はないのですか、それを私は承つておる次第でございませぬ。そつういふあなたであれば、今度のこの法案が眞案のまま成立した場合にあなたは、かつて國定時代にありましたよつうな圖書監修官にも類すべきいよつうな教科書調査官といふ者を四十五名握ります。あなたが任命権を持つておる。それから審議会委員についても、教科書発行審議会委員についてもあなたは強い発言権を持つておる。それから採択をきめる都道府県教育委員会、この教育長をあなたは承認するところの権限を持つておる。そして選定協議会の委員を任命するには、あなたのおめがねにかなつたところの教育長が任命する。こつういふ一連の機構を考えた場合に、あなたのような、今のよつうな感覚で文教行政をやつたならば、日ならずして實質上の國定教科書、教育の中央集権的、時の政治権力によるところの教育支配といふものが生まれ、日本の民主教育に重大なる危機をもたらすと思つてございませぬので、承つておりますので、明確に御答弁を願います。(拍手)

○議長(河井彌八君) 内閣總理大臣は自席において発言してよろしゅうございませぬ。

○國務大臣(鳩山一郎君) 議長のお許しを得ましたから、この席から答弁させていただきます。

先ほど私がお答えしました通りに、教育が國と地方の公共団体の有機的連絡のもとに行われるようにいたしたいと考へまして、このたびの法案を立案したのであります。そのことを申し上げたのであります。

次の御質問は、義務教育の授業料の点でございませぬが、これはむろん御承知の通り今は無償であります。憲法改正に當つてやはり義務教育無償の建前を要するといふよつうなものは私は毛頭持つておりませぬ。できるだけ教育費の軽減をいたしたいといふよつうに考へております。(拍手)

〔國務大臣清瀬一郎君登壇、拍手〕
○國務大臣(清瀬一郎君) 矢嶋さんは、先刻は教科書法案についての質疑でなくして、文政全体のことを聞いたのだと、こつういふ第二問でございませぬ。広範な答へであります。私は、また私の属する党派は、今日の教育の現状を顧みまして、大へん心配して居るのであります。新聞でもちよつちよつとあらんであります。各学校においていよつうな暴力教室事件が頻発して居る。特殊の学校でなくとも、個々の青年の風紀について憂うべきところが多々あるでございませぬ。さつうなことは社会環境にもよります。また敗戦後の國民、独自の心理状態にもよりますけれども、これを一つ國家のためにいたしたいと思つて、一方に

おいては臨時教育制度審議会の設置を提案いたしまして、道德の基準から学校の制度、こつに大學の制度について御研究を賜りたい、こつう思つております。

昭和三十一年三月十六日 参議院會議第二十二号 日本学術會議法の一部を改正する法律案

もう一つは、昨年以来わが党で調べましたら、今の教科書に非常に間違いが多かったのです。実に客観的事実まで間違っておるのです。これじゃいかぬ、だから教科書の一つ法律を変えなければならぬ。それからまた、今日教育のこうなつたのは、教育委員会というのが時勢に適さないのじゃないか。一つの公共団体のうちに二つの執行機関がある、二本建ての教育をする、これはいけないだろう。こういう考えから、今回は日本の教育の是正のために力を尽したいと思っております。むしろ私自身、微力なものでございますから、皆様の御賛同を得て、どうか日本国の建て直しのための礎石を作りたいというのが私の心境でございます。(拍手)

○議長(河井彌八君) これにて質疑の通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長(河井彌八君) 日程第二、日本学術會議法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長飯島連次郎君。

〔審査報告書は都合により第二十七号末尾に掲載〕

日本学術會議法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和三十一年二月二十三日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 河井彌八君

日本学術會議法の一部を改正する法律案
日本学術會議法の一部を改正する法律案

日本学術會議法(昭和二十三年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第二章第六條の次に次の一條を加える。

第六條の二 日本学術會議は、第三條第二号の職務を達成するため、学術に関する國際団体に加入することができる。

前項の規定により学術に関する國際団体に加入する場合において、政府があらたに義務を負担することとなるときは、あらかじめ内閣総理大臣の承認を経るものとする。

第十條中「哲学」を「哲学、教育学、心理学、社会学」に、「商学」を「商学、経済学」に改める。

第十六條第三項中「中、局長並びに一級及び二級の官吏」及び「これを行

別表第一の項中
哲学 四
史学 四
文学 四

を
文学 三
哲学 三
教育学、心理学、社会学 三
史学 三

に改め、同表第三部の項中「商学」を「商学、経営学」に改める。

附則
この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

飯島連次郎君登壇、拍手
○飯島連次郎君 ただいま議題となりました日本学術會議法の一部を改正す

い、三級官吏以下の任免は、局長がを削る。

第十七條の次に次の一條を加える。

第十七條の二 会員の選挙権及び被選挙権を有する者は、日本学術會議の定める選挙規則の規定に違反する行為をした場合においては、同規則の定めるところにより、選挙権及び被選挙権を停止され、その者が当選人であるときは、その当選を無効とされる。

第十八條中「前條の規定により選挙権を有する者(以下有権者という。)」を「会員の選挙権及び被選挙権を有する者」に、「行使することができない。」「行使し、又は選挙されることができない。」「に改める。

第二十條中「有権者を「会員の選挙権及び被選挙権を有する者」に改める。

第二十一條中「前四條を「この章」に改める。

理由を御説明申し上げます。本案は、日本学術會議の職務及び権限に関する規定と、会員の選挙に関する規定の一部を改正しようとするのがその主眼点でございます。すなわち第一に、日本学術會議の職務及び権限をいたしまして、國際学術団体に加入することができ、及びその加入の場合において政府が新たに義務を負担することとなるときは、あらかじめ内閣総理大臣の承認を経るものとする規定を設けておきます。従来、日本学術會議は、その設立の目的及び職務として、事実上國際学術団体に加入してきております。これは日本学術會議の前身たる学術研究會議の事務を引き継いだものと解釈し、予算支出等もいたしてきていたものであります。近時学術交流の促進はことに著しく、將來ますます國際学術団体に加入の必要が痛感されるので、この際これに関する明文の規定を設けるとともに、負担金の多額に上ることも予想されますので、政府がその義務を負担することとなる場合には、あらかじめ内閣総理大臣の承認を経ることとしたというのであります。

第二に、会員の選挙につきまして従来、選挙の実情にかんがみ、今回の選挙規則を厳格なものに改めるとともに、会員の選挙権及び被選挙権を有する者が、右選挙規則の規定に違反する行為をした場合には、同規則の規定るところによつて選挙権と被選挙権を停止され、または当選を無効とされる旨の規定を新たに設けるといふのであります。

委員におきましては、本案につきまして活発な質疑応答が行われましたが、その主な点は次のようなものであります。

第一に、「日本学術會議は、その職務権限として、科学の振興に關して、政府の諮問に答えるとともに、勧告することができるのであります。」「勸告するに一步を進め、その設置の目的に照して、科学を行政、産業及び國民生活に反映、浸透せしむるために、その活動状況等を国会に報告する等のほか、広く國民に対して啓蒙活動をする努力が不足であると考えらるがどうか」との質問に對しては、「今後はその活動面に十分努力したい。」「旨の答弁がございました。また、「日本学術會議が発足以來行なつた政府に対する勸告、申し入れ、答申等は相当数に上つてい

るが、政府はそれらを採択してどうか?」この質問に對しては、「大部分のものはこれをとり入れられては、不採択のものもないではないか」とのことでございます。

第二に、「日本学術會議が國際学術団体に加入する場合、政府が新たに義務を負担することとなるときは、あらかじめ内閣総理大臣の承認を経るものとする」となつては、これは良好である学術會議が加入するのであるから、内閣総理大臣の承認を経る必要がないのではないかと、また、「政府の承認については政治的、思想的配慮から左右される危険はないか」との質問に對しては、「加入に伴つて発生する分担金支出は相当多額になる場合もあり、あらかじめ内閣総理大臣の承認を求め、これを適当としたこと、またこの承認に當つては、純粋な学術上の立

場からの学術会議の要望は、当然尊重されるものと考へる」旨の答弁がありました。

第三には、会員選挙について新たに設けられた制裁規定につきまして、従来の選挙の実情、弊害について、また今回の法改正に基いて改正される選挙規則案の内容、あるいは選挙取締りの方法等、詳細な質疑応答が行われましたが、これらはいずれも速記録に譲ることといたします。

かくて質疑を終り討論に入りましたところ、湯山委員よりは、「学術会議の広報活動を一そう強化するより努力してもらいたいこと、また選挙規則の実施に当っては、科学者にふさわしい公明な選挙が行われるよう十分な配慮をすること、さらにまたかような選挙は、学者の良心によつて行われるべきものであるから、厳重な選挙規則や、法律上の制裁規定を必要としない日、一日もすみやかに来たることを希望して本案に賛成する」旨の発言がございました。

次に竹下委員よりは、「学術会議無用論というものが従来一部にあったが、その理由の根拠としては、不正な会員選挙が行われて来たことだと考へる。今回学術会議が率先して、きびしい選挙規則を設けられるという、この反省的態度に敬意を表し、今後に大きな期待を寄せるものである」との賛成討論がなされました。

以上で討論を終り、本案を採決に付しましたところ、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(河井彌八君) 日程第三、住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。建設委員会理事石井桂君。

〔審査報告書は都合により第二十七号末尾に掲載〕

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十一年三月九日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井彌八君

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十六条の二」に改める。

第二条に次の二号を加える。

五 耐火構造の住宅 主要構造部を耐火構造とした住宅をいう。六 簡易耐火構造の住宅 耐火構造の住宅以外の住宅で、外壁を耐火構造とし、屋根を不燃材料(建築基準法第二条第九号に規定するものをいう。以下本号において同じ)でふいたもの又は主要構造部を不燃材料その他の不燃性の建築材料で造つたものをいう。

第十二条の次に次の二条を加える。

(役員欠格事項) 第十二条の二 左の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、政府職員(人事院が指定する非常勤の者を除く)、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

二 政党的役員

(役員兼職禁止) 第十二条の三 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

第十六条を次のように改める。(役員及び職員)の公務員たる性質) 第十六条 公庫の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二章中第十六条の次に次の一条を加える。

(退職手当の支給の基準) 第十六条の二 公庫は、役員及び職員に対する退職手当の支給の基準

を設けようとするときは、あらかじめ主務大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、また同様とする。

第二十條第一項の表区分の欄中「木造の住宅(防火構造、簡易耐火構造及び耐火構造の住宅以外の住宅をいう。以上同じ)又は防火構造の住宅(外壁及び軒裏を建築基準法第二条第八号に規定する防火構造とした住宅をいう。以下同じ)の建設及びこれらに附随する土地」を「耐火構造の住宅及び簡易耐火構造の住宅の建設並びにこれに附随する土地」に改め、「(外壁を耐火構造とした住宅をいう。以下同じ)及び」

第二十一條第一項の表区分の欄中「木造の住宅又は防火構造の住宅の建設及びこれらに附随する土地」を「耐火構造の住宅及び簡易耐火構造の住宅以外の住宅の建設並びにこれに附随する土地」に改める。

第二十三條第六項中(明治四十年法律第四十五号)を削る。

第二十五條第二項を削る。

第三十二條中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

主務大臣は、公庫の役員が第十條の二各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

第三十八條の三及び第三十九條を削り、第三十八條の二を第三十九條とする。

第四十條から第四十四條までを次のように改める。

第四十條から第四十四條まで 削除

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十一年六月一日から施行する。

(恩給法の準用等) 2 この法律の施行の際現に住宅金融公庫の役員又は職員(改正前の住宅金融公庫法第十六條第一項に規定するものをいう。以下附則第八項、第十項及び第十一項において同じ)で改正前の住宅金融公庫法第三十八條の三の規定により恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定の準用を受けていた者については、その者が引き続き住宅金融公庫の役員又は職員として在職する間に限りその者を恩給法第二十條第一項に規定する文官で国庫から俸給を受ける者として勤務するものとみなし、当分の間、これに恩給法の規定を準用する。

3 前項の規定により恩給法の規定を準用する場合においては、恩給の給付等については、住宅金融公庫を行政庁とみなす。

4 附則第二項の規定により恩給法第二十條第一項に規定する文官で国庫から俸給を受ける者として勤務するものとみなされる者が附則第二項において準用する恩給法第五十九條の規定により国庫に納付すべき金額は、俸給の支払をする際その支払をする住宅金融公庫の職員が俸給からこれを控除し、その計算を明らかにする仕訳書を添附してその翌月十日までに、歳入徴収官に納付しなければならない。

- (退職手当の期間通算等)
- 5 この法律の施行の際現に住宅金融公庫の役員又は職員として在職する者が、引き続き住宅金融公庫の役員又は職員として在職し、更に引き続き国家公務員となつて退職したときは、国家公務員等退職手当暫定措置法(昭和二十八年法律第八十二号)に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者がこの法律の施行後引き続き住宅金融公庫の役員又は職員として在職した期間を同法第二条第一項に規定する職員として在職した期間とみなす。
- 6 この法律の施行の際現に住宅金融公庫の役員又は職員として在職する者が、引き続き住宅金融公庫の役員又は職員として在職する場合においては、その者に対する国家公務員等退職手当暫定措置法に基く退職手当は、支給しない。
- 7 住宅金融公庫は、改正後の住宅金融公庫法第十六条の二に規定する退職手当の支給の基準を設けようとするときは、前項に規定する者が国家公務員等退職手当暫定措置法第二条第一項に規定する職員としてこの法律の施行の際まで引き続き在職した期間をこの法律の施行後における住宅金融公庫の役員又は職員として在職した期間とみなして退職手当を支給するよりに定めなければならない。
- 8 昭和三十一年五月三十一日現に国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)第二条第一
- 項の規定に基いて建設省に設けられた共済組合の組合員で住宅金融公庫の役員又は職員である者については、同日に退職したものとみなして同法の規定を適用する。
- (国家公務員等の旅費に関する法律の適用)
- 9 この法律の施行前になされた旅行命令等(国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)第四条第一項に規定する旅行命令等をいう)により旅行する者に対し住宅金融公庫が支給する旅費については、なお従前の例による。
- (国家公務員災害補償法の適用)
- 10 この法律の施行前に生じた事故に基く住宅金融公庫の役員又は職員の職務上の災害に対する補償については、なお従前の例による。
- (国家公務員法の適用)
- 11 この法律の施行前に住宅金融公庫の役員及び職員がその職務上知ることができた秘密については、住宅金融公庫の役員及び職員は、一般職の職員たる国家公務員とみなして国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第百条第一項及び第百九条第十二号の規定を適用する。
- (国家公務員等退職手当暫定措置法の改正)
- 12 国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を次のように改正する。
- 第二条第一項中、「日本電信電話公社及び住宅金融公庫」と及び「日本電信電話公社」に改める。
- (退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の改正)
- 13 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。
- 第二条中、「住宅金融公庫」を削る。
- (国家公務員等の旅費に関する法律の改正)
- 14 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を次のように改正する。
- 第一条第二項中、「住宅金融公庫及び」を削る。
- 第二条第一項第一号中、「住宅金融公庫総裁」を削る。
- (産業労働者住宅資金融通法の改正)
- 15 産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。
- 第九条第一項の表区分の欄中「主要構造部を建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)第二条第七号に規定する耐火構造とした住宅をいう。」を「公庫法第二条第五号に規定するものをいう。」に、「外壁を建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造とした住宅をいう。」を「公庫法第二条第六号に規定するものをいう。」に改める。
- (北海道防衛住宅建設等促進法の改正)
- 16 北海道防衛住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。
- 第八条第一項中「且つ、公庫法第十九条(貸付をすることができ住宅)及び第二十条(貸付金額の限度)第一項に規定する簡易耐火構造の住宅又は耐火構造の住宅」を「公庫法第二条(定義)第五号に規定する耐火構造の住宅(以下「耐火構造の住宅」という)又は同条第六号に規定する簡易耐火構造の住宅(以下「簡易耐火構造の住宅」という)であり、且つ、同法第十九条(貸付をすることができ住宅)に規定する住宅」に、公庫法第二十条第一項に規定する木造の住宅又は耐火構造の住宅(以下本条において「木造の住宅又は耐火構造の住宅」という)の床面積を増加するための建設に係る場合においては、簡易耐火構造の住宅又は耐火構造の住宅を、耐火構造の住宅又は簡易耐火構造の住宅」に改める。
- 第八条第二項の表区分の欄中「前項に規定する」を削り、「木造の住宅又は耐火構造の住宅であるものの建設及び」「耐火構造の住宅及び簡易耐火構造の住宅以外の住宅であるものの建設並びに」に改める。
- 第九条第一項中「且つ、融通法第七条第三項において準用する公庫法第十九条及び融通法第九条(貸付の条件)第一項に規定する耐火構造の住宅」を「融通法第七条第三項において準用する公庫法第十九条に規定する住宅であり、且つ、耐火構造の住宅」に改め、同条第二項の表区分の欄中「前項に規定する」を削る。
- (日本住宅公団法の改正)
- 17 日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
- 第五十九条第一項を次のように改める。
- 恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する公務員(以下本条において「公務員」という)又は同条に規定する公務員とみなされる者(以下本条において「公務員とみなされる者」という)が引き続き公団の役員又は職員となつたときは、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号。以下「法律第七十七号」という)附則第十条の規定の適用については、法律第七十七号附則第十条第一項中「引き続き公務員又は公務員とみなされる者として在職し」とあるのは、「引き続き公務員若しくは公務員とみなされる者又は日本住宅公団の役員若しくは職員として在職し」と読み替えるものとする。
- (石井桂君登壇 拍手)
- 石井桂君 ただいま議題となりました、住宅金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審議の経過及び結果を御報告いたします。住宅金融公庫は、昭和二十五年六月に、住宅建設資金の融通機関として、全額政府出資をもって設立された公法人でありまして、その業務は、一般の金融機関に委託するほか、みず

からも貸付、管理等を行なうなど現業的
性格を持つてゐるのでありますが、役
員及び職員はこれまで国家公務員とさ
れて参りました。これは公庫の業務体
制を急速に整備する必要があつたこと
によるのであります。すでに設立後五
力年余を経過した現在、その必要も認
められなくなりました。よつて本改正
案は、役職員の地位を国家公務員でな
いものとし、これに伴つて、恩給及び
退職手当等に關し、必要な措置を講じ
ようとするものであります。すなわ
ち、役職員で、現に恩給法の準用を受
けてゐる者の恩給については、改正後
にましても、差分の恩給法の規定を
準用することにし、退職手当等につ
いては、主務大臣の承認を受けて支給の
基準を定めることにしたのであります。

なお、役職員の刑法その他の罰則の
適用については、公務員と同様の取扱
いをしてあります。このほか、住宅の
工法、資材等の発達に伴ひ、公庫の貸
付の対象となる簡易耐火構造の住宅の
定義について必要な改正をしてありま
す。

本法案の審議に關連しまして、「耐火
構造住宅を促進する方法として、造作
部分等は入居者がみずからの資力に応
じて作ることにし、それを除く部分に全
額融資する考えはないか」との質問が
ありましたが、これに対しては、政府
から、「融資住宅設計基準の内容につ
いて検討していきたい」との答弁があ
りました。

本案は、三月十三日、質疑を終了、
十五日、討論を省略、全会一致原案通
り可決すべきものと決定した次第であ
ります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(河井彌八君) 別に御発言もな
ければ、これより本案の採決をいたし
ます。
本案全部を問題に供します。本案に
賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(河井彌八君) 総員起立と認め
ます。よつて本案は、全会一致をもつ
て可決せられました。

○議長(河井彌八君) 日程第四、開拓
融資保証法の一部を改正する法律案
日程第五、開拓者資金融通法の一部
を改正する法律案(いずれも内閣提
出、衆議院送付)
以上、両案を一括して議題とするこ
とに御異議ございませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認
めます。
まず、委員長の報告を求めます。農
林水産委員会理事三浦辰雄君。
〔審査報告書は都合により第二十
七号末尾に掲載〕

開拓融資保証法の一部を改正する
法律案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。
よつて国会法第八十三条により送付
する。

昭和三十一年三月八日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 河井彌八君

開拓融資保証法の一部を改正する
法律案
開拓融資保証法の一部を改正す
る法律

開拓融資保証法(昭和二十八年法
律第九十一号)の一部を次のように
改正する。
第五條第二項中「二億円」を「二億
五千万円」に改める。
附則
1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 開拓融資保証法第五條第二項の
改正に伴い政府から出資すべき金
額は、昭和三十一年度において出
資するものとする。
〔審査報告書は都合により第二十
七号末尾に掲載〕

開拓者資金融通法の一部を改正す
る法律案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。
よつて国会法第八十三条により送付
する。

昭和三十一年三月八日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 河井彌八君

開拓者資金融通法の一部を改正す
る法律案
開拓者資金融通法の一部を改正
する法律

開拓者資金融通法(昭和二十二年
法律第六号)の一部を次のように改
正する。
第一条に次の一項を加える。

政令で定める区域内で農地開発
機械公団の保有する機械及び器具
を使用して行つた農地の造成の事業
の施行に係る開拓地(第二号にお
いて機械開墾地区開拓地という)
において耕作の業務を営む者(以

下機械開墾地区開拓地という。)又
はその組織する法人に対しては、
政府は、前項各号に掲げる資金の
外、毎年度予算の範囲内におい
て、左の資金を貸し付けることが
できる。

一 開墾作業を行ふのに必要な資
金
二 機械開墾地区開拓地における
特別な營業条件のため必要とさ
れる飲料水供給施設その他の施
設で政令で定めるものを設置す
るのに必要な資金

第二条第一項中「前条の規定によ
る貸付金(以下貸付金という。)」を
「前条第一項の規定による貸付金」に
改め、同項に次のただし書を加える。
但し、機械開墾地区開拓者又は
その組織する法人に対する貸付金
(農林省令で定める資金に係るも
のを除く)については、その貸付
金の額が農林省令で定める額をこ
える場合は、そのこえる部分に
つき、償還期間二十五年(すえ置
期間を含む)以内、年利五分の均
等年賦償還の方法によるものとす
る。

第二条第二項中「前条第一号」を
「前条第一項第一号」に、「五年」を
「八年」に改め、同条第四項を削り、
同条第三項中「前二項」を「前三項」
に、「貸付金の全部」を「前条の規定
による貸付金(以下貸付金という。)
の全部」に改め、同項を同条第四項
とし、同条第二項の次に次の一項を
加える。

前条第二項の規定による貸付金
の償還は、同項第一号の資金につ
いては、償還期間二十年(すえ置期
間を含む)以内、年利三分六厘五
毛の均等年賦償還の方法により、同
項第二号の資金については、償還期
間二十五年(すえ置期間を含む)
以内、年利五分の均等年賦償還の
方法によるものとする。

第二条に次の一項を加える。
第一項から第三項までに規定す
るすえ置期間は、貸付の日の属す
る会計年度の初日から起算し、前
条第一項第一号の資金を、第一項
に規定する償還条件で貸し付ける
場合は五年、第二項に規定する償
還条件で貸し付ける場合は三年、
同条第一項第二号の資金を貸し付
ける場合は五年、同条第一項第三
号の資金を、第一項本文に規定す
る償還条件で貸し付ける場合は一
年、同項但書に規定する償還条件
で貸し付ける場合は五年、同条第
二項各号の資金を貸し付ける場合
は五年とし、第一項又は第三項の
すえ置期間中は、無利子とする。

第三条第三項中「前条第一項又は
第二項」を「前条第一項から第三項ま
で」に改め、第四条中「第二条」を「第
二条第四項」に改め、第六条第一項
中「第二条第三項第三号」を「第二条
第四項第三号」に改め、第七条第二
項中「第六條第二項」を「前条第二項」
に改め、「又は都道府県農地委員会」
を削る。

附則に次の一項を加える。
昭和二十八年及び昭和二十九年に
発生した災害により二年連続して
被害を受けた者又はその組織する法
人で政令で定めるものに第一條第一
項第一号の資金を貸し付ける場合に
おける第二條第二項の規定の適用に

ついでに、同項中「八年」とあるのは、「十二年」とする。

附則

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

〔三浦辰雄君登壇、拍手〕

○三浦辰雄君 たいま議題となりました開拓融資保証法の一部を改正する法律案及び開拓者資金融通法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を報告いたします。

まず開拓融資保証法の一部を改正する法律案について申し上げます。

開拓者の農業経営に必要な資金の融通を円滑にし、開拓地における農業生産力の発展と農業経営の安定を促進するため、長、中期の低利資金については、開拓者資金融通法によって政府が直接融資することになっておりますが、短期資金については、開拓者の団体と政府または、都道府県との共同出資によって開拓融資保証協会を設立し、その会員が金融機関から受ける債務を保証する制度を確立するため、昭和二十八年開拓融資保証法が施行され、これに基づいて都道府県開拓融資保証協会及び中央開拓融資保証協会が設立されて今日に至っております。

しかし、政府は中央保証協会に対し、現在二億円の出資を行なつて、保証制度の運営をはかっているのではありませんが、この制度に対する開拓者の加入が増加し、また営農の進展に伴つて資金の需要も増大したため、現在の中央保証協会の基金をもつては、開拓者からの債務保証に対する要請に応ずることが困難であるという理由によつて、政府は、昭和三十一年度、さ

らに一般会計から五千万円を中央保証協会に追加出資して、中央保証協会に対する政府からの出資金を現在の二億円から二億五千万円に増額して、保証のワケの拡大をはかることとするのが、この改正法律案が提出された理由並びにその内容であります。

次に開拓者資金融通法の一部を改正する法律案について申し上げます。

開拓者資金融通法は、開拓者の営農に必要な長期及び中期の資金を低利で融通するため、昭和二十二年制定せられたものであります。昭和二十二年制定せられたものであります。昭和二十二年制定せられたものであります。昭和二十二年制定せられたものであります。

すなわち、改正の第一点は、北海道野付郡別海村及び青森県上北郡の一部等、政令で定める区域内で、農地開発機械公団が持っている機械を使つて開墾される開拓地、いわゆる機械開墾地区開拓地の開拓者またはその組織する法人に対して開拓者資金の貸付を拡大しようとするものであります。

これが内容のその一つは、これらの開拓者及び法人に対して、新たに、従来融資されている開拓者資金のほか、開墾作業を行うのに必要な資金及び機械開墾地区開拓地における特別な営業条件のため必要とされる飲料水供給施設、その他の政令で定めるものを設置するのに必要な資金を貸し付けることができることとし、しかしその条件は、前者については、償還期間は、据置期間五年を含めて二十年以内、利率は、据置期間は無利子とし、その後は年三分六厘五毛の均等年賦償還により、また後者については、償還期間は、据置期間五年を含めて二十五年以内、利率は、据置期間は無利子とし、その後は年五分の均等年賦償還の方法によることとなつております。

改正の第二点は、入植後三カ年以上を経過した、いわゆる既入植者に対する家畜資金等の中期資金の貸付条件の変更でありまして、これらの資金の貸付条件は、現在年利五分五厘、二年据置、五年償還、据置期間中は無利子ということになっておりますが、この条件では開拓者にとっては、その生産を拡大する上において無理があるという見解をもつて、その条件を変更して、三年据置、八年償還とし、ただしこの場合は、据置期間中も利子をつけることにしようとするものであります。

改正の第三は、昭和二十八年及び二十九年に発生した災害によつて、二年連続して被害を受けた開拓者またはその組織する法人に対して資金の融通に特別な措置を設けたことでありまして、昭和二十八年及び二十九年の両年に発生した災害によつて二年連続して被害をこうむり、災害融資に関する特別措置法の適用を受けた開拓者またはその組織する法人に対して、その営農の基盤を確立して、経営の安定に資せしめるために、新たに年利五分五厘、三年据置、十二年償還の条件をもつて、農機具、畜舎、サイロ、堆肥舎等、生産の基盤となる設備を整えるために必要な資金を貸し付けることにしようとするものであります。

以上が両法案の趣旨及びその内容の概要であります。これらの両法案は、ともに開拓者に対する営農融資に関するものでありまして、その内容は相通するものでありますから、委員会におきましては両者を一括して審査することとし、まず農林当局から提案理由の説明を聞き、続いて開拓者及び開拓融資の現況その他参考事項並びに法律案の内容等について説明を求め、ついで質疑に入り、開拓融資保証法の改正については、今回の改正により政府から中央開拓融資保証協会に対する追加出資五千万円の決定の方法並びにその当否、また開拓者資金融通法の改正については、これが提案理由の説明と法律案の内容との関係、農地開発機械公団の業務の現況及びその運営方法の当否、機械開墾地区の入植者の資金必要額並びにこれに対する融資あるいは補助の金額及びその当否、いわゆる家畜導入資金については、従来その据置期間中無利子であったが、今回の改正によつて利子をつけること

とした理由及びその当否、機械開墾に對する世界銀行借款の内容並びにこれが交渉の現況及び今後の見通し等の事項について、政府の所見がただされたのでありまして、これが詳細については會議録に譲ることを御了承願ひたいのであります。これらの質疑に對する政府の答弁の一、二を要約いたします。「提案理由の説明において述べられてゐるところと法律案の内容とが食い違つてゐるよう認められるのは、提案理由の説明においては明確を欠いてゐるからあるもので、お許しが得られれば訂正したい。農地開発機械公団の業務の運営については、入植者からも公団からも喜ばれるやり方に努めたい。機械開墾地区の入植者の取支については、入植後三年間は赤字であるが、それ以後黒字に転じ、上北地区において八年、根釧地区において九年目に営農形態がほぼ完成する見通しである。世界銀行の借款については、開墾、建設及び土地改良用の機械並びに乳牛の購入費として四百数十万ドルの予定をもつて交渉中であつて、都合よく取り運べば三月中には借款契約が成立するものと思ふ」と等というように述べられております。

かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、別に発言もなく、統一採決の結果、両案は、いずれも全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告いたします。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

年以内、利率は、据置期間は無利子とし、その後は年五分の均等年賦償還の方法によることになっております。その二は、これらの開拓者及び法人は、機械開墾は短日になし遂げられることになり、これに伴つて営農も速度を早めなければならぬ等のため、一般の開拓者に比べて多額の資金が入用であるという考えから、これらのものに対しては、現行法によつて貸し付けられてゐる開拓者資金を、一般の開拓者に対するものより多額に貸し付けることができることとし、しかし、その条件は、現行貸付額の範囲内は現行規定による条件、すなわち償還期間は据置期間五年を含めて二十年、利率は据置期間は無利子とし、その後は年三分六厘五毛の均等年賦償還とし、現行の貸付額を超える場合は、その超える部分については、償還期間は据置期間五年を含めて二十五年以内、利率は据置期間は無利子とし、その後は年五分の均等年賦償還の方法によることとなつております。

〔賛成者起立〕
 ○議長(河井彌八君) 総員起立と認め
 ます。よつて両案は、全会一致をもつ
 て可決せられました。

○議長(河井彌八君) 日程第六、漁船
 再保険特別会計における給与保険の再
 保険事業について生じた損失をうめる
 ための一般会計からの繰入金に関する
 法律案

日程第七、食糧管理特別会計の昭和
 三十九年度における損失をうめるため
 の措置に関する法律案(いづれも内閣提
 出、衆議院送付)

日程第八、国有財産法の一部を改正
 する法律案(内閣提出)

以上、三案を一括して議題とするこ
 とに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認
 めます。まず、委員長の報告を求めま
 す。大蔵委員長岡崎眞一君。

〔審査報告書は都合により第二十
 七号末尾に掲載〕

漁船再保険特別会計における給与
 保険の再保険事業について生じた
 損失をうめるための一般会計から
 の繰入金に関する法律案
 右の内閣提出案は本院においてこれ
 を可決した。

よつて国会法第八十三条により送付
 する。

昭和三十一年三月九日
 衆議院議長 益谷 秀次
 参議院議長 河井彌八君

漁船再保険特別会計における給与
 保険の再保険事業について生じた

損失をうめるための一般会計から
 の繰入金に関する法律案
 漁船再保険特別会計における給
 与保険の再保険事業について生
 じた損失をうめるための一般会
 計からの繰入金に関する法律
 政府は、漁船乗組員給与保険法
 (昭和二十七年法律第二百二十二号)第
 三条の給与保険の再保険事業につ
 いて昭和二十九年及び昭和三十年
 度における保険事故の異常な発生によ
 り生じた損失をうめるため、昭和三十
 年度において、一般会計から、六
 千三百五十万円を限り、漁船再保険
 特別会計の給与保険勘定に繰り入れ
 ることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行す
 る。

〔審査報告書は都合により第二十
 七号末尾に掲載〕

食糧管理特別会計の昭和三十年
 度における損失をうめるための措置
 に関する法律案
 右の内閣提出案は本院においてこれ
 を可決した。

よつて国会法第八十三条により送付
 する。

昭和三十一年三月九日
 衆議院議長 益谷 秀次
 参議院議長 河井彌八君

食糧管理特別会計の昭和三十年
 度における損失をうめるための措置
 に関する法律案

食糧管理特別会計の昭和三十年
 度における損失をうめるための
 措置に関する法律

第一条 政府は、食糧管理特別会計
 の昭和三十年における損失をう
 めるため、同年度において、一般
 会計から、六十七億円を限り、こ
 の会計に繰り入れることができ
 る。

第二条 食糧管理特別会計の歳入不
 足を補てんするため一般会計か
 らする繰入金に関する法律(昭和
 二十六年法律第六十九号)の一部
 を次のように改正する。

附則

この法律は、公布の日から施行す
 る。

〔審査報告書は都合により第二十
 七号末尾に掲載〕

国有財産法の一部を改正する法律
 案

右
 国会に提出する。

昭和三十一年三月十二日
 内閣総理大臣 鳩山 一郎

国有財産法の一部を改正する法律
 案

国有財産法の一部を改正する法
 律

国有財産法(昭和二十三年法律第
 七十三号)の一部を次のように改正
 する。

第二条第一項第二号中「浮ドック」
 の下に「並びに航空機」を加える。

第五条の次に次の一条を加える。

第五条の二 以上の各省各庁の長
 において使用する行政財産のうち
 統一的に管理する必要があるもの

で大蔵大臣が指定する財産は、こ
 れを使用する各省各庁の長のうち
 大蔵大臣が指定する者の所管に属
 するものとする。

第十四条に次の一号を加える。
 六 行政財産を他の各省各庁の長
 に使用させようとするとき。

附則

この法律は、公布の日から施行す
 る。

〔岡崎眞一君登壇、拍手〕

○岡崎眞一君 ただいま議題となりま
 した三法律案について、大蔵委員会
 における審議の経過並びに結果を御報告
 いたします。

まず、漁船再保険特別会計における
 給与保険の再保険事業について生じた
 損失をうめるための一般会計からの繰
 入金に関する法律案について申し上げ
 ます。

最近において漁船乗組員の抑留が増
 加し、また抑留の長期化などに伴い、
 漁船乗組員給与保険法に基づく支払増
 加により、政府の引受再保険勘定に異
 常な損失を生じ、この赤字補てんのた
 め、従来漁船再保険特別会計に、一般
 会計から繰り入れられました繰入金の
 措置を、しばしば講じて参つたことは
 御承知の通りであります。本案もま
 た、昭和二十九年及び三十年におけ
 るこれらの損失をうめるため、昭和三十
 年度におきまして、一般会計から六
 千三百五十万円を限度として、この会
 計の給与勘定に繰り入れることができ
 ることとしようとするものでありま
 す。

本案の審議におきましては、抑留の
 状況、保険未加入者に対する見舞金、

抑留者留守家族の実情等について質疑
 応答がありました。詳細は会議録に
 よつて御承知願ひたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、
 全会一致をもつて原案通り可決すべ
 きものと決定いたしました。

次に、食糧管理特別会計の昭和三十
 年度における損失をうめるための措置
 に関する法律案について申し上げます。

食糧管理特別会計の昭和三十年
 度末
 における損失は、二十九年度の繰り越
 し損失金を含めて当初約百億円と予想
 されておりましたが、三十年度におい
 ては、政府買入れ数量の著しい増加
 と、これに伴う早場米格差の支払いの
 増加、準内地米の業務用売却予定数量
 の減少等によつて、百三十六億円余
 の損失を生ずる見込みであり、これに二
 十九年度の決算上の損失が三十億円余
 となりますので、結局この会計の昭和
 三十年度末における損失は百六十七億
 円と見込まれるに至つたのでありま
 す。

本案は、この損失を補てんするため
 必要な措置を講じようとするもので、
 百六十七億円の損失のうち百億円は、
 昭和二十六年に一般会計から繰り入
 れたいわゆるインベントリー・ファイ
 ナンス百億円に見合いますので、この
 分を一般会計に繰り戻さなくともよい
 ことといたし、残り六十七億円につ
 いては、昭和三十年度において一般会
 計からこの会計に繰入金をするのであ
 ります。

本案の審議においては、インベント
 リー・ファイナンス取りぐすしと一般
 会計との関係、病粟米の処理状況等につ

いては、

二八

二八

二八

昭和三十一年三月十六日 参議院會議録第二十二号 外務公務員法の一部を改正する法律案

て熱心なる質疑がなされましたが、詳細は會議録によつて御承知を願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、国有財産法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の改正点の第一は、合同庁舎等の行政財産の管理の合理化をはかるために、大蔵大臣がその所管者を指定する制度を設けようとするものであります。

第二は、従来物品として取り扱われてきました航空機は、船舶等と同様、不動産に準ずるものであるにかんがみまして、これを国有財産として管理しよとするものであります。

第三は、行政財産を他の各省各庁の長に使用させる場合は、その調整をはかるため大蔵大臣に協議することとしよとするものであります。

本案は別段の質疑もなく、討論、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)
○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。

三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて三案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(河井彌八君) 日程第九、外務公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長山川良一君。

〔審査報告書は都合により第二十七号末尾に掲載〕

外務公務員法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十一年三月十三日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井彌八君

(小字及び一は衆議院修正)

外務公務員法の一部を改正する法律案

外務公務員法の一部を改正する法律案

外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「顧問及び随員」を並びに特派大使、政府代表又は全権委員の顧問及び随員に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 特派大使

第二条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「特派大使」とは、日本国政府を代表して、外国における重要な儀式への参列その他

他臨時の重要な任務を処理するため、外国に派遣される者をいう。

第四条の見出し中「国家公務員法等の準用」を「国家公務員法の準用等」に改め、同条中「大使及び公使、政府代表及び全権委員並びに政府代表又は全権委員の代理、顧問若しくは全権委員の代理、顧問若しくは全権委員又は政府代表若しくは全権委員の代理、顧問若しくは随員」をそれぞれ「外務職員以外の外務公務員」に改める。

第八条第二項中「政府代表及び全権委員並びにそれらの代理、顧問及び随員」を「第二条第一項第三号から第六号までに掲げる外務公務員」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 前項の外務公務員は、その任務を終了したときは、解任されるものとする。

第九条中「解任状」の下に、「外国における重要な儀式への参列に際し特派大使に携行させる信任状」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

委員の代理並びに特派大使、政府代表又は全権委員の顧問及び随員
3 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。
第一条第十六号を次のように改める。
十六 特命全権大使(以下「大使」といふ)及び特命全権公使(以下「公使」といふ)。
〔山川良一君登壇、拍手〕
○山川良一君 ただいま議題となりました外務公務員法の一部を改正する法律案につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を報告いたします。

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

大使には、顧問、随員が付随できること等、この使節の使命と地位を重からしめるようにしてあるのであります。
次に、衆議院の修正は、外務公務員法第八条の改正に関する部分に別に一項を加え、特派大使、全権委員、政府代表等については、国会議員のうちから任命することができる。この場合は両院一致の議決を得なければならぬと定めたことでもあります。この修正の趣旨は、国会議員は、現行の国会法の規定の解釈によつても特派大使等の官職につき得るのであります。これを一層明確にして、外務公務員法中に規定したがよいとの意見に基づき修正されたこととあります。

以上、報告申し上げます。(拍手)
○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

三案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。
本日の議事日程は、これにて終了いたしました。次会の議事日程は、決定次第公報をもつて御通知いたします。本日は、これにて散会いたします。
午後零時三十二分散会

○本日の会議に付した案件

一、沖繩行政に關する緊急質問
一、日程第一 教科書法案 (趣旨説明)

一、日程第二 日本學術會議法の一部を改正する法律案

一、日程第三 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

一、日程第四 開拓融資保証法の一部を改正する法律案

一、日程第五 開拓者資金融通法の一部を改正する法律案

一、日程第六 漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をりめるための一般会計からの繰入金に關する法律案

一、日程第七 食糧管理特別会計の昭和三十年度における損失をりめるための措置に關する法律案

一、日程第八 国有財産法の一部を改正する法律案

一、日程第九 外務公務員法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議長 河井 彌八君
副議長 重宗 雄三君

議員

梶原 茂嘉君 柏木 庫治君
奥 むめお君 飯島通次郎君
井野 碩哉君 山川 良一君
森田 義衛君 宮城タマヨ君
溝口 三郎君 八木 秀次君
三浦 辰雄君 廣瀬 久忠君
早川 慎一君 野田 俊作君
中山 福藏君 常岡 一郎君
土田國太郎君 田村 文吉君
竹下 豐次君 高瀬莊太郎君

島村 軍次君 佐藤 尙武君
小林 武治君 小林 政夫君
後藤 文夫君 北 勝太郎君
加藤 正人君 伊能繁次郎君
武藤 常介君 大谷 肇潤君
白波瀧米吉君 松原 一彦君
西岡 ハル君 井上 清一君
伊能 芳雄君 小澤久太郎君
青柳 秀夫君 佐藤清一郎君
酒井 利雄君 有馬 英二君
仁田 竹一君 吉田 萬次君
白川 一雄君 菊田 七平君
岡田 信次君 藤野 亨君
大矢半次郎君 藤野 繁雄君
西川基五郎君 宮田 重文君
植竹 春彦君 谷口弥三郎君
三浦 義男君 左藤 義詮君
小野 義夫君 石原幹二郎君
寺尾 豊君 中山 壽彦君
池田宇右衛門君 鶴見 祐輔君
青木 一男君 苦米地義三君
斎藤 昇君 小幡 治和君
宮澤 喜一君 石井 桂君
雨森 常夫君 西川弥平治君
白井 勇君 横山 フク君
高橋 衛君 深川タマエ君
最上 英子君 寺本 廣作君
青山 正一君 山本 米治君
石川 榮一君 山本 亨弘君
高野 一夫君 横川 恒夫君
松岡 平市君 野本 品吉君
平井 太郎君 川村 松助君
堀 末治君 堀木 鎌三君
黒川 武雄君 一松 定吉君
木村篤太郎君 石坂 豊一君
高田なほ子君 久保 等君
安部キミ子君 岡 三郎君
河合 義一君 三木與吉郎君

岡崎 眞一君 重政 庸徳君
東 隆君 小笠原三三男君
入交 太藏君 小柳 牧衛君
川口爲之助君 平林 剛君
竹中 勝男君 赤松 常子君
木内 四郎君 古池 信三君
山下 義信君 木下 源吾君
山田 節男君 藤原 道子君
井上 知治君 栗山 良夫君
村尾 重雄君 佐多 忠隆君
市川 房枝君 若木 勝藏君
千田 正君 亀田 得治君
小林 孝平君 矢嶋 三義君
吉田 法晴君 大和 与一君
加藤 完君 藤田 進君
湯山 勇君 千葉 信君
近藤 信一君 田畑 金光君
大倉 精一君 永岡 光治君
阿具根 登君 天田 勝正君
秋山 長造君 羽生 三七君
曾祿 益君 森下 政一君
岡田 宗司君 小酒井義男君
三木 治朗君

國務大臣

内閣総理大臣 鳩山 一郎君

外務大臣 重光 葵君

大蔵大臣 一萬田尙登君

文部大臣 清瀬 一郎君

厚生大臣 小林 英三君

建設大臣 馬場 元治君

政府委員

内閣官房長官 根本龍太郎君

法制局長官 林 修三君

総理府恩給局長 三橋 則雄君

外務大臣官房長 島津 久大君

大蔵省主計局長 森永貞一郎君

文部省初等中 等教育局長 緒方 信一君

厚生大臣官 小山進次郎君
房総務課長 安田 巖君
厚生省社会局長 大石 武一君
農林政務次官 大石 武一君

〔第十七号参照〕
審査報告書
鉄道抵当法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年三月一日
運輸委員長 左藤 義詮
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
大倉 精一 三木與吉郎
早川 慎一 川村 松助
山縣 勝見 高木 正夫
有馬 英二 一松 政二
平林 太一 木島 虎藏

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、鉄道財団に關し、擴張、分割、合併及び抵当権消滅後の財団の存続の制度を設ける等により地方鉄道、軌道に対する金融の円滑化を図り、併せて事務手續の簡素化を図らんとするもので、委員会は鉄道抵当制度の利用を促進する上において、適切な措置と認める。
二、費用
本法律の施行には別に費用を要しない。

審査報告書
高圧ガス取締法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年三月一日
商工委員長 三輪 貞治
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
西川弥平治 上條 愛一
白川 一雄 海野 三朗
阿具根 登 高橋 衛
河野 謙三 深水 六郎
古池 信三 小松 正雄

要領書
一、委員会の決定の理由
液化酸素の消費に關する規制を強化し、高圧ガス取扱主任者の制度を新設し、更に諸手数料の額を改めるなどの措置は、近來使用量が增大している液化酸素の消費者及び高圧ガスの販売業者について、災害の発生を防止するため妥当なものとして認める。
二、費用
別に費用を要しない。

審査報告書
総理府設置法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十一年三月一日
内閣委員長 小柳 牧衛
参議院議長河井彌八殿

昭和三十一年三月十六日 参議院會議録第二十二号

昭和三十一年三月十六日 参議院会議録第二十二号

多数意見者署名

- 井上 知治 高瀬莊太郎
- 木村篤太郎 廣瀬 久忠
- 島村 軍次 野本 品吉
- 高野 一夫

要領書

一、委員会の決定の理由

内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、充春対策に関する重要事項を調査審議させるため、総理府に、充春対策審議会を設置することは、妥当な措置と認められた。

二、費用

三十一年度予算案において五十三万七千円が計上されている。

参議院会議録第二十号正誤

頁 段 行 誤 正

二九一 終り 十分を發揮し、十分に發揮し、
 二〇〇 一から 十分を發揮し、十分に發揮し、

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部

十五円
(送料別)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
 大蔵省印刷局
 電話九段(四三)一五五(官報課)